

特別養護老人ホームの申込みから入所まで

1 特別養護老人ホーム（特養）の申込み

特養は、原則として介護保険認定が要介護3以上の方が契約して入所できる施設です。上伊那には次の特養があります。入所を希望する場合は「上伊那地域特別養護老人ホーム入所申込書」を提出してください。

上伊那管内で伊那市から入所できる特別養護老人ホーム

【一般】

施設名	居室の種別			定員	伊那市枠	電 話	住 所
	ユニット型 個室	従来型個室	多床室				
みすず四恩の家	○			110	95	0265-72-1016	伊那市美篤7164-2
サンハート美和	○			110	93	0265-98-2012	伊那市長谷非持484-1
さくらの里 ※1		○	○	61	10	0265-94-1181	伊那市高遠町勝間220
みさやま	○		○	80	59	0265-72-6556	伊那市西箕輪3900-251
かたくりの里		○	○	80	3	0266-47-5161	上伊那郡辰野町大字上島1766
福寿苑 ※1	○			100	4	0266-43-3200	上伊那郡辰野町大字伊那富9501-1
みのわ園		○	○	86	37	0265-70-6133	上伊那郡箕輪町大字三日町1660-3
観成園	○			110	9	0265-83-1611	駒ヶ根市赤穂3214-1
千寿園		○	○	121	16	0265-83-7036	駒ヶ根市赤穂8180-12
エーデルこまがね	○			50	6	0265-82-8821	駒ヶ根市赤穂14421
みのりの杜 ※2	○			29	—	0265-98-6007	伊那市東春近8897
みぶの里 ※2	○			29	—	0265-96-7184	伊那市美篤5324-1
オアシス高遠※2	○			29	—	0265-94-3100	伊那市高遠町西高遠698-2
グレイスフル箕輪※2	○			30	—	0265-75-3881	上伊那郡箕輪町中箕輪6065

※1 さくらの里、福寿苑は伊那市枠とは別に施設で直接申込みを受け付けています。

※2 みよりの杜、みぶの里、オアシス高遠、グレイスフル箕輪は施設へ直接申し込んでください。

【認知症対応】 徘徊などの問題行動のある方が対象

施設名	居室の種別			定員	伊那市枠	電 話	住 所
	ユニット型 個室	従来型個室	多床室				
サンハート美和	○			59	34	0265-98-2012	伊那市長谷非持484-1
みさやま	○			40	15	0265-72-6556	伊那市西箕輪3900-251
コンソール大芝		○	○	89	31	0265-72-7474	上伊那郡南箕輪村2380-1079
さくらの里 ※1		○	○	30	—	0265-94-1181	伊那市高遠町勝間220

※1 さくらの里は、直接施設へ申し込んでください。

★複数の施設を希望できますが、市から紹介したときに必ず入所する施設のみ申請して下さい。

2 希望施設に空きがでたときに優先順位に従って御紹介します

伊那市では、6、9、12、3月に開催する入所検討委員会で、「上伊那地域特別養護老人ホーム優先入所基準」に基づき、優先順位を決定しています。

入所施設の御紹介は、申込み順ではなく優先順位によります。入所順番になりましたら市から御紹介の連絡をします。その際、自己都合によりお断りされた場合は、次の入所検討委員会後の順番まで御紹介いたしませんので御承知おきください。

3 入所者負担額の目安

介護保険による施設サービス費の1割・2割または3割のほか、部屋代・食費・日常生活費の合計が自己負担となります。

施設サービス費の
1割・2割または3割

+

部屋代

+

食費

+

日常生活費
(理美容代など)

=

自己負担額

ユニット型 個室	従来型 個室	多床室
みさやま		みさやま
みすず四恩の家	さくらの里	さくらの里
サンハート美和	かたくりの里	かたくりの里
観成園	みのわ園	みのわ園
	千寿園	千寿園
	コンソール大芝	コンソール大芝
福寿苑は施設にお問合せください		
エーデルこまがねは施設にお問合せください		

【自己負担の概算月額】

負担割合1割の場合、目安は次の表のとおりです。医療費や理美容代、レクリエーション費用などの日常生活費は含んでいません。
金額の詳細は各施設にお問い合わせください。

本人の 課税状況等		介護報酬費（利用者負担分）			部屋代			食費	合計(日常生活費は含まない)		
		ユニット型 個室	従来型 個室	多床室	ユニット型 個室	従来型 個室	多床室		ユニット型 個室	従来型 個室	多床室
市民税非課税世帯 （下記対象要件も満たす必要がありません）	① 老齢福祉年金受給者・生活保護の受給者	要介護1	26,020	23,429	26,400	11,400	0	9,000	61,420	43,829	32,429
		要介護2	28,409	25,858					63,809	46,258	34,858
		要介護3	30,982	28,401					66,382	48,801	37,401
		要介護4	33,403	30,836					68,803	51,236	39,836
		要介護5	35,768	33,231					71,168	53,631	42,231
	② 前年の合計所得金額と年金収入の合計が80万9千円以下	要介護1	26,020	23,429	26,400	14,400	12,900	11,700	64,120	49,529	48,029
		要介護2	28,409	25,858					66,509	51,958	50,458
		要介護3	30,982	28,401					69,082	54,501	53,001
		要介護4	33,403	30,836					71,503	56,936	55,436
		要介護5	35,768	33,231					73,868	59,331	57,831
	③-1 前年の合計所得金額と年金収入の合計が80万9千円を超え、120万円以下	要介護1	26,020	23,429	41,100	26,400	12,900	19,500	86,620	69,329	55,829
		要介護2	28,409	25,858					89,009	71,758	58,258
		要介護3	30,982	28,401					91,582	74,301	60,801
		要介護4	33,403	30,836					94,003	76,736	63,236
		要介護5	35,768	33,231					96,368	79,131	65,631
	③-2 前年の合計所得金額と年金収入の合計が120万円を超え、市民税非課税	要介護1	26,020	23,429	41,100	26,400	12,900	40,800	107,920	90,629	77,129
		要介護2	28,409	25,858					110,309	93,058	79,558
		要介護3	30,982	28,401					112,882	95,601	82,101
		要介護4	33,403	30,836					115,303	98,036	84,536
		要介護5	35,768	33,231					117,668	100,431	86,931
市民税課税世帯	④ 市民税課税	要介護1	26,020	23,429	61,980	36,930	27,450	44,863	132,863	105,222	95,742
		要介護2	28,409	25,858					135,252	107,651	98,171
		要介護3	30,982	28,401					137,825	110,194	100,714
		要介護4	33,403	30,836					140,246	112,629	103,149
		要介護5	35,768	33,231					142,611	115,024	105,544

●部屋代と食費の軽減

次の対象要件を全て満たした方は、部屋代と食費の負担について所得に応じた自己負担の上限が設けられており、これを超える利用者負担はありません。超えた分は、介護保険から給付されます。軽減を受けるためには、申請が必要です。

対象要件

- ・住民票上の世帯全員（世帯分離している配偶者も含む）が、市県民税を課税されていないこと。
- ・預貯金等の額が、所得段階ごとの基準以下であること。（（）内は夫婦の金額）

第1段階 生活保護受給者・老齢福祉年金受給者 1,000万円(2,000万円)

第2段階 課税年金収入額と非課税年金収入額とその他合計所得金額の合計（以下「課税年金収入額等」という。）が80万9千円以下の方 650万円(1,650万円)

第3段階①「課税年金収入額等」が80万9千円超120万円以下の方 550万円(1,550万円)

第3段階②「課税年金収入額等」が120万円を超える方 500万円(1,500万円)

特別養護老人ホーム優先入所基準

1 個別評価項目

(1) 本人の状況 (30点)

①	介護度 5	30 点
②	介護度 4	25 点
③	介護度 3	20 点
④	介護度 2	15 点
⑤	介護度 1	5 点

(2) 居宅介護（支援）サービス利用率 (15点)

①	80%以上	15 点
②	60%以上80%未満	12 点
③	40%以上60%未満	9 点
④	20%以上40%未満	6 点
⑤	20%未満	3 点

(注) 1 利用率＝居宅介護（支援）費用額÷区分支給限度額×100

2 過去3箇月の平均

※ 病院に入院中、養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護医療院、障害者入所施設、特定施設入居者生活介護、グループホーム等に入所中の者は、③として扱う。

(3) 介護者状況 (30点)

	30点	25点	20点	15点	10点	備考
入所希望者 単身世帯	身寄りがなく介護者がいない	定期的な介護可能者が、市町村内又は近隣市町村に住んでいない	定期的な介護可能者が、市町村内又は近隣市町村に住んでいるが、病気や重複介護等の理由で十分な介護が困難	定期的な介護可能者が、市町村内又は近隣市町村に住んでいる		
入所希望者と 高齢者のみ世帯	主な介護者が、長期入院中など、事実上介護が不可能	主な介護者が、要介護・要支援状態、病気療養中、障害を有するなど十分な介護が困難	主な介護者が、高齢のため、十分な介護が困難			定期的な介護可能者が市町村内又は近隣市町村に住んでいる（-10点） 定期的な介護可能者が市町村内又は近隣市町村に住んでいない（-5点） 主な介護者が複数の介護をしている。（+5点）
入所希望者との 二人世帯	主な介護者が、長期入院中など、事実上介護が不可能	主な介護者が、要介護・要支援状態、病気療養中、障害を有するなど十分な介護が困難	主な介護者が、就業をしているため、十分な介護が困難			・定期的な介護可能者が市町村内又は近隣市町村に住んでいる（-10点） ・定期的な介護可能者が市町村内又は近隣市町村に住んでいない（-5点）
入所希望者と 子世帯及び 親族世帯 との同居				主な介護者が、就業、育児、要介護・要支援状態、病気療養中、障害を有するなど十分な介護が困難（協力者なし）	主な介護者が、就業、育児、要介護・要支援状態、病気療養中、障害を有するなど十分な介護が困難（協力者あり）	・主な介護者が複数の介護をしている（+5点）

注）判断基準

定期的	週1回	高齢者	70歳以上
近隣市町村	概ね車で30分以内	育児	就学前の子を養育

(4) 放置等の状況 (15点)

①	虐待・介護放棄・放置	15 点
②	該当なし	0 点

(5) 要介護2以上に認定されてからの期間 (10点)

①	3年以上	10 点
②	2年以上3年未満	8 点
③	1年以上2年未満	6 点
④	1年未満	4 点

(6) 認知症高齢者の日常生活自立度

(主治医意見書) (10点)

①	ランクM	10 点
②	ランクⅣ	8 点
③	ランクⅢ	6 点
④	ランクⅡ	5 点
⑤	ランクⅠ	3 点
⑥	自立	0 点

(7) 養護老人ホーム入所の状況

(5点)

①	入所	5 点
②	該当なし	0 点

2 総合評価項目

〈特別養護老人ホーム入所検討委員会において、次の判定基準により優先入所順位を決定する。〉

- (1) 対象者の生活の質の向上に関する視点
- (2) 介護者の負担軽減に関する視点
- (3) 介護保険施設のサービスに関する視点
- (4) 住環境及び経済状況に関する視点
- (5) 措置に準じている者について
- (6) 前各号に掲げるもののほか、やむを得ない状況

要介護1又は要介護2で

特別養護老人ホームの入所を希望される方へ

特別養護老人ホームは、原則として介護保険認定が要介護3以上の方が契約し入所できる施設です。ただし要介護1または2の方でやむを得ない事情により在宅生活が困難な状態で、特例要件を満たしている場合は入所することが可能です。

要介護1または2の方の特例入所の要件は次のとおりです。

- ① 認知症で、日常生活に支障を来すような症状等が頻繁に見られること
- ② 知的障害・精神障害等を伴い、日常生活に支障を来すような症状等が頻繁に見られること
- ③ 深刻な虐待が疑われること等により、心身の安全・安心の確保が困難な状態であること
- ④ 単身世帯等家族等の支援が期待できず、地域での介護サービス等の供給が不十分であること

特例入所要件のいずれかに該当する場合は、「上伊那地域特別養護老人ホーム入所申込書」と「要介護1又は要介護2の特別養護老人ホーム入所申込に係る申告書」を提出してください。

申込に対し特例入所の要件を満たしているか審査を行い、検討委員会にて決定し順位付けを行います。特例入所の要件に該当しない場合は、申込書類一式を返戻します。入所希望者の要介護度変更や家族等の状況に変化があった際に再申請してください。

伊那市役所 社会福祉課 高齢者サービス係

電話 78-4111

内線 (2313)

高遠町総合支所 市民福祉課

電話 94-3696

長谷総合支所 市民福祉課 (長谷健康増進センター)

電話 98-1144